

第9回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和3年12月9日(木) 15:30~16:40

2. 開催場所 コスモスプラザ 2階会議室

3. 出席委員 (19名)

早川 忠博 会長	友清 茂利 委員
平山 正和 会長代理	上野 弘 委員
山本 容子 委員	松本 一彦 委員
伊藤 幸市 委員	川波 邦臣 委員
村井 辰男 委員	内堀 誠 委員
高倉 博行 委員	平田 英司 委員
行武 太恵子 委員	平山 忠志 委員
内藤 茂正 委員	有田 和豊 委員
山下 英次 委員	倉掛 誠 委員
井上 治康 委員	

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 令和3年12月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

有田 和豊 委員、 倉掛 誠 委員

7. 事務局出席者

事務局長 倉掛 俊一、 課長補佐 行武 一洋、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和3年度第9回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。本日の総会に、現在の出席数は定員19名中全員ですので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。17番 有田委員と18番 倉掛委員にお願いします。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。 (報告第1号 番号1～番号8を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。 これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について 上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。 (報告第2号 番号1～番号4を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。

	<p>それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 令和3年12月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 令和3年12月期農用地利用集積計画の審議について 上記について次のとおり審議を求める。本日付、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第1号 令和3年12月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p>
9 番	<p>一般の法人が農地を取得できるようにするという話が新聞に掲載されていたが、事務局長はどのように考えていますか。</p>
事務局長	<p>詳しい情報についてはこれから農林水産省等から通知があると思いますが、一般の法人や他市町村の方から筑前町の農地を取得したいとの話があるかもしれないと危惧しています。可能であれば町内の方で農業を盛り立ててほしいというのが正直な気持ちです。その為にも継続して収益を上げてく方策に知恵を出していかなければならないと思っています。</p>
9 番	<p>具体的な計画はありますか。</p>
事務局長	<p>具体的な計画等についてはこれからということになります。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付 会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>

事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、10ページの調査書の番号1をご覧ください。この件につきまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 次に、農地法3条の許可申請で譲受人が町外者の場合には、譲受人本人より、直接、営農計画等の説明を求めています。本日総会にお呼びしております。 『申請人』の入室をお願いします。</p> <p>(入室後に)</p>
議 長	<p>それでは、農地取得後の営農計画について、本人より、ご説明をお願いします。</p>
申請人	<p>3年間は農地として利用する計画です。作物は野菜、主にイモ類の栽培を行いたいと考えています。</p>
議 長	<p>それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 〇〇様、ご説明ありがとうございました。退室をお願いします。</p> <p>(退室後に)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図3・4ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、10ページの調査書の番号2をご覧ください。この件につきまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号2について、事務局の説明が終わりました。 次に、農地法3条の許可申請で譲受人が新規就農者の場合には、譲受人本人より、直接、営農計画等の説明を求めています。本日総会にお呼びしております。 『申請人』の入室をお願いします。</p>

	(入室後に)
議 長	それでは、農地取得後の営農計画について、本人より、ご説明をお願いします。
申請人	昨年筑前町に移住してきました、現在自宅でカフェを経営する準備をしています。カフェでは自然のものを提供したいと考え、移住する際にも農地の購入を検討していたのですが、その時は出来ませんでした。その後一定の条件を満たせば購入が可能ということで、ご縁もあり今回のお話となりました。農地にはすでに栗や梅、木酢の木が植えられているため、木酢の栽培を更に広げ、商品の開発をしていきたいと考えています。その他山芋や米作りも行う予定です。
議 長	それでは、質問はありませんか。
1 6 番	失礼ですが、以前はどこで何をなされていましたか。
申請人	志免町で保険の営業をしていました。現在も週に1度福岡市の事務所に通勤しています。
1 6 番	農機具などはどうされる予定ですか。
申請人	トラクターと耕運機は購入します。その他は近隣や木酢部会の方に貸してもらえるようお話ししています。
議 長	その他、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 〇〇様、ご説明ありがとうございました。退室をお願いします。
	(退室後に)
議 長	議案第2号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号3について、事務局より説明をお願いします。
	(番号3を読みあげる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書の番号3をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号3について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)

議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号4を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図6ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書の番号4をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号4について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号5を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図7ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、12ページの調査書の番号5をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号5について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号6について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号6を読みあげる)</p>

事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図 8 ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、12 ページの調査書の番号 6 をご覧ください。この件に関しまして、農地法第 3 条第 2 項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 6 について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 2 号の番号 6 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 6 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 13 ページをお開きください。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 4 条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書が農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号 1 を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。申請人は農業を営んでいますが、高齢で後継ぎもないため申請地にクヌギを 1 反当たり 250 本植林する計画です。周囲は山林に囲まれた農地で有害鳥獣の被害が多い農地であります。北側に隣接する農地には日照を配慮して植栽し、同意もとっておられます。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、中山間地に存在する農地で、公共投資を行っていない小集団の生産性の低い農地になりますので、第 2 種農地と判断できます。第 2 種農地の許可方針については、周辺の他の土地に立地することができない場合は、原則許可でありますので、植林の転用は許可できます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
5 番	<p>申請人の健康上の理由もあり、労力の軽減できる形にしたいとお話がありました。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p>
3 番	<p>現在は台帳上田になっていますが、山林に変更されるということですか。</p>

事務局	<p>転用をして農地ではなくなるということですので、数年後木が大きくなれば地目変更を行い山林とすることもできます。</p>
3 番	<p>数年経たないとできないのですか。</p>
事務局	<p>地目変更の判断は法務局が行いますので、樹木が大きくなってから現地確認を行い地目変更するという流れになるかと思います。</p>
3 番	<p>農地から山林に変更するには必ず間に法務局が入るということですか。</p>
事務局	<p>地目変更というのは登記簿を変更するということですので、法務局で申請を行えば当然法務局が現地確認を行い、地目変更を行うということになります。税務上の変更であれば自治体で行いますが、地目の変更は法務局となります。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、現在アパートに住んでいますが、義父より農地を譲り受け、木造スレート葺き2階建、建築面積42㎡の自己用住宅を建築する計画です。申請地は、道路より低いため50cmほどの盛土を行います。雨水については、集水桝を設置し道路側溝に放流し、上下水道については、公共の上下水道に接続します。</p> <p>なお、他の法令の許可申請等についてはありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法上の用途区域内の農地でありますので、第3種農地と判断できます。第3種農地の許可方針については、原則許可でありますので、自己用住宅用地としての転用は許可できます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>

8 番	特にありません。
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。譲受人は、申請地に木造2階建て建築面積103㎡の自己用住宅を建築する計画で、隣地との境界にはコンクリートブロックを4段積み、60cmの盛土をする計画です。雨水については、集水桝を設置し道路側溝に放流し、上下水道については、公共の上下水道に接続します。なお、他の法令の許可申請等についてはありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断できます。第1種農地の許可方針については、原則不許可であります。例外として既存の集落に接続して設置される自己用住宅用地としての転用は許可できます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2について、事務局の説明が終わりました。現況調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。</p>
15番	特にありません。
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書15ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適</p>

	<p>正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 内堀委員、上野委員 場所につきましては、別紙の配置図、18ページをご覧ください。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 平田委員、山本委員 場所につきましては、別紙の配置図、19ページをご覧ください。</p> <p>議 長 議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。 それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>議 長 質問がないようですので採決に移ります。 議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長 議案第5号は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p> <p>事務局 次第5 その他</p> <p>事務局 次第6 今後の日程について</p> <p>事務局 次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p> <p>会長代理 これをもちまして、第9回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">16:40 終了</p>